

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について】

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5％から8％へ、令和元年10月 1 日より8％から10％に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和 2 年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 45,294千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 709,657千円

(単位：千円)

事業名		令和 2 年度予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉関係経費	368,199	152,877	104,240	0	5,525	12,366	93,191
社会保険	社会保険関係経費	271,740	9,375	38,657	0	0	26,207	197,501
保健衛生	保健衛生関係経費	69,718	658	5,087	6,600	4	6,721	50,648
合 計		709,657	162,910	147,984	6,600	5,529	45,294	341,340

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分) は、地方消費税交付金の令和 2 年度当初予算額の17分の 7に相当する額とし、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。